（クレーン等安全規則の一部改正）
第五十九条　クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。
様式第一号を次のように改める。

様式第１号（第３条、第53条、第94条、第138条、第172条関係）

（　　）製　造　許　可　申　請　書

事　業　の　名　称			
事　業　の　所　在　地	電話　（　　）		
製造予定のクレーン等の種類及び型式		つり上げ荷重又は積載荷重	t
クレーン等の製造に関する経歴の概要			

年　　月　　日

申請者　氏　　名

収　入
印　紙

都道府県労働局長殿

備考

1　表題の（　）内には、クレーン、デリツク、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。

2　収入印紙は、申請者において消印しないこと。